

110425

## 被災地での基準該当訪問看護の基準省令施行

4/22 「東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準」が公布され即日施行となりました。(4/14 ウェルビーレポーター参照)。省令は以下のとおりです。

## 「東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」

平成 23 年 4 月 22 日 厚生労働省令第 53 号

介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 42 条第 1 項第 2 号並びに第 74 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

**第1条** 介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 42 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス(東日本大震災に際し災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。)内に所在する事業所において行われるものに限る。以下「基準該当訪問看護」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(病院又は診療所を除く。)ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は、常勤で1以上とする。

2 前項の規定は、平成 24 年 2 月 29 日までの間において特定被災区域における災害救助法第 2 条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用する。

**第2条** 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 4 章(同令第 60 条の規定を除く。)の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。

**附 則** この省令は、公布の日から施行する。

あわせて基準制定に伴う実施上の留意点についての事務連絡も発出されました。概要は以下のとおりです。

**第1 趣旨**

被災地における訪問看護の提供については、既存の事業所を拠点とし当該事業所に看護師を派遣することで、事業所規模の拡大を図り、訪問看護師の緊急事態に即応した迅速な対応をするなど、必要なサービスを確保することが重要である。しかしながら、被災状況が地域により異なることから、サービスの柔軟な提供を可能にするため、①他の介護サービスと同様、既存の事業所の人員基準について柔軟な取扱いを可能にすること、②サテライト事業所の活用、③サービスの確保が著しく困難である離島その他一部の地域(以下「特例居宅介護サービス費対象地域」という。)における人員基準を満たさない場合のサービス提供などを可能としている。本来は、こうした取扱いによりサービスを提供すべきであるが、今般の震災によって、新たにサテライト事業所の設立が困難であり、かつ、特例居宅介護サービス費対象地域に該当しない地域である場合の特例的な取扱いとして、特例省令を制定し、所要の措置を講ずることとする。

**第2 対象**

東日本大震災に際し、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)において、基準該当サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス(以下、基準該当訪問看護サービス)として市町村が必要と認めた場合に限り、特例居宅介護サービス費を支給することができることとする。

**第3 期間**

平成 24 年 2 月 29 日までの間において、災害救助法による救助の実施状況等を勘案して厚生労働大臣が定める日までの期間に限る。

**第4 人員・設備・運営に関する基準について****1 人員に関する基準**

①員数: 基準該当サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービスの事業を行う者(基準該当訪問看護サービス事業者)が当該事業を行う事業所ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は常勤で1名以上とする。 ②管理者: 基準該当訪問看護事業者は、常勤、専従の管理者をおかななければならない。また、管理者は、保健師又は看護師でなければならない。

**2 設備、運営に関する基準**

基準該当訪問看護事業者の設備、運営に関する基準については、指定訪問看護事業所の基準と同様である。

**第5 特例居宅介護サービス費の額について**

特例居宅介護サービス費の額は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 42 条第 2 項において、居宅介護サービス費の額を基準として市町村が定めることとされているが、基準該当訪問看護は指定訪問看護事業者が満たすべき事業の全てを満たすことができない事業者によって行われることに鑑み、居宅介護サービス費の額を超えることは適当でない。なお、特例居宅介護サービス費の支給に当たっては、居宅要介護被保険者に対して償還払うことが原則であるが、あらかじめ市町村と基準該当訪問看護事業者との間で代理受領の契約を行った上で、利用者から委任を得ることにより、現物給付に準じた取扱いが可能である。

**第6 基準該当訪問看護事業者の登録****1 基本的考え方**

居宅要介護被保険者が基準該当訪問看護を利用した場合に支給される特例居宅介護サービス費について、居宅要介護被保険者の給付申請に基づき、市町村がそのサービス提供に至る手続き等を確認するとともにサービス内容を審査した上で支払われることが原則である。しかしながら、被災地においてこうしたサービスを安定的に供給するためには、基準省令に規定する基準を満たす事業者であって、当該市町村で繰り返しサービスを提供することが想定されるものについて、あらかじめ登録を行っておくことが適当である。

なお、登録に当たっては、以下に掲げる事項の提出を求めることが望ましい。

(1)事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地 (2)当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (3)事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し (4)その他登録に関し市町村が必要と認める事項(※例 運営規程、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態等)

**2 厚生労働省への情報提供**

市町村は、別添様式の内容について、厚生労働省へ情報提供すること。

Wellbe 株式会社ウエルビー 「月刊あつとほーむケア」を 顧客獲得のための営業ツール としてご活用ください。

〒150-0031 渋谷区桜丘町 15-8-419 無料で見本紙をお送りいたします。

Tel : 03-5428-5785 Fax : 03-5428-5786 e-mail : info@well-be.net http://www.well-be.net